

アメリカ植民地期フィリピン議会政治の生成と展開

一八九九—一九四一年—

永 善 子

はじめに

本稿は、二〇世紀前半におけるアメリカ植民地統治下フィリピンの政治・行政制度を概観しながら、フィリピン議会政治の生成と展開について考察することをその目的とする。

広く知られるように、フィリピンは米西戦争とのからみで、一八九八年一二月パリ講和条約によって国際法上スペインからアメリカへその領有権が移譲された。しかし、国内的には依然として、対スペイン独立戦争として一八九六年に開始されたフィリピン独立革命(Philippine Revolution)の真只中にあり、一八九九年一月には独立革命政府によるマロロス共和国が成立した。このため早くも同年二月にはアメリカ軍とフィリピン独立革命軍が衝突し、フィリピン・アメリカ戦争(Philippine-American War)が展開するという事態に陥った。アメリカは領有直後からフィリピン全土に軍政をしき、独立革命軍の鎮圧と懷柔にあたつた。こうしてアメリカ軍が各地で平定作戦を

繰り返すなかで一九〇一年七月には軍政から民政へ移行した。さらに一九〇二年七月にはフィリピン全土の平定作戦完了が宣言され、植民地統治のしくみが形づくられていったのである。⁽¹⁾

植民地を支配するのは、アメリカにとって歴史上はじめての経験であった。このためフィリピン領有直後に、アメリカは陸軍省内に島嶼地域担当局 (Bureau of Insular Affairs, BIA) を設置し、植民地フィリピンと属領ブルトリコの統括にあたつた。以後、アメリカ本国政府とフィリピン政府は、半ば「植民地省」としての役割を担う島嶼地域担当局を通して結びつけられ、前者が後者を管轄する体制が整えられていく。

アメリカがフィリピンで植民地經營を遂行するにあたり、その基本方針として掲げたのが、「恩恵的同化」(benign assimilation) という理念であった。この基本方針は、一八九八年一二月にアメリカ大統領ウイリアム・マッキンレー (William McKinley) が行なつた「恩恵的同化宣言」に的確に示されている。同宣言によると、アメリカのフィリピン統治の目標とは、「…軍事政権がもつとも重要とし、かつもつとも強く望む目的は、フィリピンの住民の信頼・尊敬・敬愛を勝ち取ることでなければならない。それは、彼らに対し可能な限りの方法を駆使して、解放された人々の遺産である個人の権利や自由を最大限に保障すること、そして恣意的な支配に代わつて正義と権利の柔軟な統治を行なうことによって、合衆国の使命がひとつの恩恵的同化であることを彼らに対して証明することによつてなしうるであろう…」⁽²⁾ であつた。

こうした植民地統治の基本方針を貫徹するために、アメリカはフィリピン植民地經營上解決しなければならない課題があつた。それは、自立的な政治・行政制度の確立である。アメリカは自国 자체がかつてイギリスの植民地であつた経験から、同国政府は、フィリピンを一般的な支配・従属の関係でつなぎ止めるようなかたちで植民地支配

を行なうことを極力回避しようとする姿勢をもつていた。⁽³⁾ このため、アメリカは、自國が求める統治理念のもとで、フィリピン人による自治の促進を目標として掲げたのである。これはフィリピンにアメリカ型政治・行政制度を導入して、それをフィリピン人自身が維持できるようにすることにほかならなかつた。いわば、フィリピン政治・行政制度のアメリカ化＝同化である。アメリカは、こうした役割の担い手として、フィリピン独立革命を担つたエリー・ト層に着目し、「アメリカの監督保護下でフィリピン自治を促進する」親米派エリート層の育成を試みることになるが、その道は決して平坦ではなかつたのである。

以下では、上記の点を念頭に置きながら、アメリカ植民地期のフィリピンにおける議会政治の生成と展開過程を追跡するため、アメリカ植民地期を、フィリピン統治委員会(Philippine Commission)の時代（一八九九～一九一六年）、二院制議会の時代（一九一六～三五年）、そしてフィリピン・コモンウェルス(Philippine Commonwealth、独立準備政府)期（一九三五～四一年）⁽⁴⁾の三つの時期に分けて、それぞれの時期における政治・行政制度の特徴と変化について概観することにしたい。

第1節 フィリピン統治委員会の時代——一八九九～一九一六年——

アメリカは一八九八年末に国際法上、同国の極東の橋頭堡としてフィリピンを領有し、アメリカのフィリピン領有の basic 理念として「恩恵的同化」を掲げたものの、当初アメリカ政府や軍のなかでフィリピン情勢に精通してい

た人々は少なく、アメリカ政府としてフィリピン統治に関する具体的な政策を準備していなかつた。⁽⁵⁾ フィリピン領有当初、アメリカ軍は各地でフィリピン独立革命軍の執拗な抵抗に遭遇したため、その軍事的制圧が文民政府樹立への最大の前提条件となつた。このため一九〇一年七月までアメリカ大統領の命令のもとにフィリピン全土が軍政下におかれ、アメリカ軍は全面的軍事作戦を展開して抵抗運動を鎮圧していく。こうしてアメリカ軍の手に落ちた地域では、同軍のもとで州知事や町長が任命された。さらに一九〇一年一～二月に州・町自治法が制定されると、同法にもとづいて州知事・町長の地方首長選挙が実施され、フィリピン人の自治を保証する体制づくりが開始されたのである。⁽⁶⁾

1. フィリピン統治委員会と一九〇一年組織法

アメリカ植民地フィリピンにおける統治体制確立の道筋をつけた統治機構は、フィリピン統治委員会であつた。アメリカ大統領マッキンレーは、一八九九年一月に第一次フィリピン統治委員会（シャーマン Schurman 統治委員会）を組織し、フィリピン統治の基本方針を固めるための事情調査を行なつた。続いて、第二次フィリピン統治委員会（タフト Taft 統治委員会）⁽⁷⁾ が一九〇〇年三月に組織された。第二次フィリピン統治委員会は、第一次フィリピン統治委員会と異なり、フィリピンにおける文民政府の樹立をその目的としていた。同統治委員会は一九〇〇年六月にフィリピンに到着し、同年九月から立法権の行使を開始した。さらに一九〇一年七月の民政移管に伴いウィリアム・H・タフト (William H. Taft) が第一代民政長官に就任し、同統治委員会に強大な行政権が付与されることになつた。就任直後の一九〇一年後半にタフト長官は早くもワシントンに向かい、アメリカ連邦議会に対しても

暫定的なフィリピン統治法を制定し、アメリカ大統領の権限下に置かれていたフィリピン統治を同議会に移譲するよう求めた。これを受けて一九〇二年に下院議員ヘンリー・アレン・クーパー (Henry Allen Cooper) が「フィリピンにおける文民政府行政」に関する法案を提出した。同法案は、上院両院で議論の末に可決され、同年七月にセオドア・ローズベルト (Theodore Roosevelt) 大統領の署名を得て成立の運びとなつた。⁽²⁾

一般に、「一九〇二年組織法」(Organic Act of 1902)として知られる法律は、フィリピン民政統治の基本政策を暫定的に示したもので、のちに遅くも一九一六年のジョーンズ法 (Jones Act of 1916) 制定まで、アメリカのフィリピン植民地統治法として機能することになる。⁽³⁾

同組織法は、これまでアメリカ大統領の権限のもとで導入されてきた、フィリピン統治委員会、民政長官、最高裁などのさまざまな統治機関を承認した。フィリピン統治委員会については、同統治委員会がこれまで享受してきた立法・行政権を追認した。そしてフィリピン人による議会、すなわち、フィリピン議会 (Philippine Assembly) が発足したときには、フィリピン統治委員会は上院として、フィリピン議会は下院として、立法議会 (Philippine Legislature) を構成することになった。ただし、フィリピン議会の発足については、フィリピン全土が平定され、国勢調査が実施されその成果が出版された二年後に、フィリピン議会議員選出のための総選挙を実施することができるという条件がつけられた。なお、立法議会には、駐米代表委員 (Resident Commissioner to the United States, アメリカ連邦議会下院におけるフィリピンの準代表) 二人を任命する権限が付与された。やむに同法では、フィリピンにおける司法権の独立が保証され、アメリカ合衆国憲法もしくはその法律に関わる問題が生じたときには、アメリカ連邦最高裁に上告することができるとのされた。また、一八九八年一二月にアメリカ陸軍長官エリヒュー・ルー

ト (Elihu Root) によって陸軍省内にフィリピン問題を扱う機関として関税・島嶼地域担当部 (Division of Customs and Insular Affairs) が設置されたが、同組織法で、同部が新たに島嶼地域担当局 (B.I.A. 前出) として認証されたのである。⁽⁵⁾

かくしてフィリピン人の自治を促進するための政治制度として、州・町議会からなる地方政治のしくみが一九〇一年から各地で導入される一方、一九〇三年の国勢調査の実施とその二年後の成果の出版を受けて、一九〇七年にフィリピン議会議員選出のための総選挙が実施される運びとなつた。⁽¹⁰⁾ といふで、フィリピン人の自治を保証する体制づくりが進むなかで、⁽¹¹⁾ どのような人々がフィリピン中央政界へと進出する契機をつかむことになったのである。

2. フェデラル党の誕生と衰退

アメリカの対フィリピン植民地政策は当初からフィリピン人の政治参加、すなわち、自治を重要視するものであった。このため、一九〇一年初頭から州・町自治法にもじりて地方首長選挙が各地で実施され（前述）、ついで同年九月からはフィリピン統治委員会に一人のフィリピン人が参加するようになり、やがて一九〇七年一〇月にはフィリピン議会が発足した。一九〇一年七月に民政長官に就任したタフトは一九〇四年一月まで同長官を務め、その後アメリカ本国の陸軍長官に就任し、一九〇九～一三年にはアメリカ大統領の要職を歴任した人物である。この間、フィリピンでは、リューク・E・ライト (Luke E. Wright '一九〇四～〇六)、ヘンリー・C・アイド (Henry C. Ide '一九〇六)、ジエームズ・F・スミス (James F. Smith '一九〇六～〇九)、W・キャメロン・フォーブス (W.

Cameron Forbes、一九〇九～一三〇の四人のアメリカ人が総督（一九〇五年に「民政長官」から名称が変更）の座に就いたが、民政長官辞任後の本国におけるタフトのフィリピン植民地行政への影響力が大きかつたことから、⁽¹⁾ フィリピン政治史上、一九〇一～一三年は、一般に「タフト時代」と呼ばれている。

タフト時代のフィリピン政治・行政上きわめて重要な役割を果たした代表的フィリピン人は次の四人である。第一には、一九〇一年九月にフィリピン統治委員会委員となつたトマス・H・パルド・デ・タベラ（Trinidad H. Pardo de Tavera）ムゲル・レガルダ（Benito Legarda）であり、第二には、一九〇七年一〇月のフィリピン議会発足後、フィリピン政界をリードしたセルヒオ・オスメーニヤ（Sergio Osmeña）ムニエル・L・ケソン（Manuel L. Quezon）⁽²⁾である。

前者二人は、イルストラード（Ilustrado）と呼ばれるフィリピンの代表的知識人層であった。レガルダは一八九八年にフィリピン独立革命政府の財務長官を務め、パルド・デ・タベラも外務長官の職にあつた。当時、独立革命の主導権を掌握していたエミリオ・アギナルド（Emilio Aguinaldo）は、一八九八年九月にプラカン州マロロスで独立革命政府の共和国憲法起草会議を召集したが、レガルダはこのマロロス会議の副議長であり、他方、パルド・デ・タベラも同会議に参加した。しかし、二人は、起草されるべき憲法の内容をめぐつてアギナルドの側近アポリナリオ・マビニ（Apolinario Mabini）と対立し、やがてはアメリカがフィリピンで主権を獲得するとはその戦争状態を終結するうえで得策であると判断した。従って、パルド・デ・タベラとレガルダは、一八九八年末に、数人のイルストラード層の人々とともにアギナルド勢力と決別したのである。⁽³⁾

一八九九年の春と夏に第一次フィリピン統治委員会がフィリピン事情に関する公聴会を開催したとき、パルド・

デ・タベラやレガルダなどのイルストラード層はアギナルド率いるフィリピン独立革命軍のアメリカ軍に対する抵抗に異議を唱えた。続いて第二次フィリピン統治委員会が到着したのも、彼らは同統治委員会委員たちと友好を交わしつつ、一九〇〇年一二月にはパルド・デ・タベラの主導のもとでフェデラル党 (Partido Federal) をマニラで結成した。同党的目前の課題は、アメリカのフィリピンにおける平和樹立への支援であった。フェデラル党はその後拡大し、パルド・デ・タベラによれば、「フェデラリスト (Federalista)」と呼ばれた同党員の数は一九〇一年五月に二〇万人に及んだという。こうした流れのなかで、フィリピン統治委員会はフェデラル党との連携を深めていった。この結果、多くの州で同党員が知事職に就き、最高裁では三人の有力党員が職を得た。さらに一九〇一年九月には、パルド・デ・タベラ、レガルダ、そしてホセ・ルスリアーガ (Jose Luzuriaga、西ネグロス州出身の地主)⁽¹⁴⁾の三人がフィリピン統治委員会委員に就任したのである。⁽¹⁵⁾

当初、フェデラル党はパルド・デ・タベラやレガルダの方針に沿って、フィリピンがアメリカの一州として承認されることを綱領に掲げていたが、多くの党員がそれに不満を示したため、この一人の反対にもかかわらず、一九〇五年に同党は綱領で「究極的独立」を決議し、一九〇七年一月には党名をナシオナル・プログレスィスタ (Nacional Progresista) 党（以下、「プログレスィスタ党」と略記）へと変更した。他方、いまやアメリカ本国の陸軍長官となつたタフトはこの時期にいたるまでパルド・デ・タベラやレガルダを支持していたが、この二人の政治家に対するフィリピン国内の支持はきわめて限られたものになつていた。フィリピン議会総選挙が近づくにつれ、アメリカ人政府高官たちは彼らに代わる新たな植民地行政上の協力者を求め始めていたのである。⁽¹⁶⁾

3. ナショナリスト党の登場

一九〇七年のフィリピン議会発足後フィリピン政界をリードしたのが、セルヒオ・オスメニヤとマヌエル・L・ケソンの二人の政治家であった——前者は同議會議長として、そして後者は、当初、同議会院内総務、さらにワシントンの駐米代表委員として。オスメニヤはセブ州の出身であり、ケソンはルソン島タヤバス州の出身であった。この二人はともに一八七八年生まれで、マニラのサントトマス大学の学友であった。前述のパルド・デ・タベラやレガルダらがそれぞれ一八五七年、一八五三年生まれなので、この二人より二〇年ほど若い世代である。

オスメニヤはフィリピン・アメリカ戦争の時代にセブで新聞記者をしていたが、一九〇四年にセブ州の会計検査官となり、一九〇六年には同州知事に就任した人物である。当時、セブ州には依然としてアメリカ軍に屈服せずに活動を続けていたゲリラ抵抗者たちがいたが、オスメニヤはその制圧に努力し、知事としての評価を高めた、という。他方、ケソンはフィリピン・アメリカ戦争勃発のあと、アギナルド率いる独立革命軍に参加したが、一九〇一年に降伏した。その後、法律の勉強を再開し、一九〇三年に司法試験に合格し、タヤバス州で弁護士業務についた。その後の政界への道のりはオスメニヤの場合と酷似している。ケソンははじめミンドロ島やタヤバス州で会計検査官を務め、一九〇六年にタヤバス州知事に就任した。このようにオスメニヤとケソンが州知事職を足かがりとして中央政界入りを果たすことができたのは、一九〇四年からフィリピン統治委員会委員となり、一九〇九年に総督に就任したW・キヤメロン・フォーブス（前出）、そしてタヤバス州などの諸州で國家警察軍将校を務め、のちに同警察軍長官となつたハリー・H・バンドホルツ（Harry H. Bandholz）などアメリカ人行政官や軍人たちの後ろ盾を得ることができたためである。⁽¹⁵⁾

こうして、オスメーニャとケソンは、一九〇七年三～四月に複数の小政党が結集して発足したナショナリスト党 (Partido Nacionalista) の代表的指導者となつた。同党は綱領に「即時独立」を掲げて一九〇七年七月の総選挙を戦い、全八〇議席のうち五九議席を獲得し、プログレシスタ党（一六議席）に大差をつけたのである。ナショナリスト党の時代はかくして開幕し、以後、オスメーニャは一九一二年まで同党の党首としてフィリピン政界ナンバー1の地位を維持することになる。しかし、ナショナリスト党が「即時独立」を掲げて総選挙に勝利したとはいえ、オスメーニャやケソンが、パルド・デ・タベラやレガルダに代わる、新たな親米派エリート層であつたことからすると、このナショナリスト党の勝利は、「アメリカの願望に対する挑戦によつて成し遂げられたものではなく、むしろ逆にアメリカの保護の結果である」⁽¹⁷⁾ とみることができよう。

一九〇七年一〇月にフィリピン議会が召集され、以後、総督以ト大多数の委員がアメリカ人で構成されるフィリピン統治委員会とフィリピン人議員によるフィリピン議会がさまざまなかたちで対立と妥協を繰り返しながらも、「アメリカの監督保護下でフィリピン自治を促進する」ための政治・行政制度の確立への歩みが始まつた。フィリピンの「植民地型デモクラシー」(colonial democracy)⁽¹⁸⁾ の時代は、こうして開幕したのである。

第2節 二院制議会の時代——一九一六～三五年——

一九一六年八月にアメリカ連邦議会でジョーンズ法（フィリピン自治法）が制定され、将来フィリピンに独立を

与えることを前提として、フィリピン政府の政治・行政制度が整備されることになった。同年一〇月には上下両院から成る二院制フィリピン立法議会が発足し、長らくフィリピンにおける中枢的な立法・行政機関として機能してきたフィリピン統治委員会がその役割を終えて廃止された。こうしてフィリピンでは、アメリカ植民地統治下における二院制議会時代が一九三五年まで続くことになる。⁽¹⁹⁾第一次世界大戦（一九一四～一八）をその間にはさんだこの一二〇余年間は、フィリピンがアメリカとの関係を深めるなかで、アメリカ型政治・行政制度が糾余曲折を経ながらフィリピン社会の文脈のなかで定着していく過程といえよう。それは、アメリカ本国政府（大統領、連邦議会、陸軍長官、島嶼地域担当局）とフィリピン政府（総督府、立法議会、中央・地方行政機構）、そして両国それぞれの立法・行政機関が織りなす錯綜した権力関係のなかで動搖し、変化を繰り返しながら形づくられたものである。⁽¹⁹⁾そしてこの間に、フィリピンの「植民地型デモクラシー」を動かす議会政治の舞台では、第一次世界大戦後の金融危機に伴う政治行政上の混乱期を経て、オスメーニャからケソンへとその権力が移譲されていくのである。

1. 島嶼地域担当局の役割

ここで二院制議会時代のフィリピンの政治・行政制度の特徴と変化について議論するまえに、アメリカ陸軍省島嶼地域担当局（BIA）の役割について簡単に触れておきたい。

島嶼地域担当局については、フィリピン人歴史家ロメオ・V・クルス（Romeo V. Cruz）による優れた研究がある。⁽²⁰⁾しかし、クルスの研究をフィリピン政治・行政史研究のなかに投入して、アメリカ植民地期にフィリピン政治・行政制度においてどのようなメカニズムが働いていたのかを分析した研究は、管見の限りない。アメリカ植民地期

フィリピン政治・行政史に関する研究では、ほとんどの場合、フィリピン国内のなかで機能していた総督府、立法議会、中央・地方行政機構などの対立・拮抗する関係の分析に主要な論点が置かれ、植民地経営上きわめて重要な役割を担っていた島嶼地域担当局を本国政府の一機関として、アメリカ植民地行政のなかに適切に位置づける作業がないがしろにされてきたといつても過言ではないのである。

クルスの研究によると、アメリカ植民地行政における島嶼地域担当局の位置は法律や行政命令で明確に規定されたことはなく、フィリピン政府と島嶼地域担当局の法的関係は不明確のままであつた。島嶼地域担当局がヨーロッパ諸国の植民地省と同様に植民地政府に対する排他的統括機関としての機能を果たさなかつた理由は、ここにある。一九〇〇年四月の第二次フィリピン統治委員会に対するマッキンレー大統領の指示書では、同委員会はアメリカ陸軍長官の統括下に置かれたが、一九〇一年七月に軍政から民政へと移行し、フィリピン統治委員会が立法・行政権の双方を掌握したあとも、同統治委員会はアメリカ陸軍長官の統括下に置かれた。しかし、同指示書では、フィリピン政府と島嶼地域担当局と関係について言及されることはなかつた。クルスによれば、島嶼地域担当局が「わずかばかりの法規的権力もほとんどない植民地統括局であり、それゆえに実際にはきわめて大きな権力を發揮した」⁽²⁾のである。他方、フィリピン政府は、アメリカ陸軍省の管轄下に置かれていたが、同政府として自立した行政機能を保持するという方針が、アメリカのフィリピン領有当初から貫かれていた。こうして島嶼地域担当局は、マニラのフィリピン政府とワシントンの本国政府を結ぶ重要な組織として機能することになつた。⁽²²⁾

前述のように、一九〇二年七月にフィリピン組織法のもとで島嶼地域担当局が発足し、同局初代局長にはクラレンス・R・エドワーズ (Clarence R. Edwards) が就任した。彼は一九一二年八月まで局長を務め、その後任として、

一九〇五年から局長補佐を務めていたフランク・マッキンタイヤー (Frank McIntyre) が第二代局長に就任した。彼は、歴代の島嶼地域担当局長のなかで陸軍少将の地位まで昇りつめた唯一の人物であり、最も有能な局長であつたとされている。マッキンタイヤーは、一九一八年七月から一九一九年一二月まで参謀長補佐に任命されたため、この間にチャールズ・C・ウォルコット・ジュニア (Charles C. Walcott, Jr.) が彼の代理を務めたが、マッキンタイヤーはその後復帰し、一九二九年一月まで局長の地位にあつた。彼はフィリピン情勢に通曉し、フィリピン政府の法律問題や通貨・金融問題に対して多くの知識をもつていた。この結果、マッキンタイヤーは島嶼地域担当局長としてアメリカの対フィリピン政策決定にきわめて重要な役割を果たすことになったのである。⁽²³⁾

一九一二年七月に島嶼地域担当局は五七人の常勤職員で発足したが、同年一〇月には六一人に増加し、さらにに三三人の非常勤職員が雇用された⁽²⁴⁾。その後、同局がどの程度の規模の職員で構成されていたかは定かでないが、アメリカの第一次世界大戦への参戦（一九一七年四月）によつて島嶼地域担当局の多くの有能な職員が陸軍省の他部署に配属になつたため、同局の業務遂行に支障をきたした。とりわけ、一九一八年七月以降一時的にマッキンタイヤーが局長職を離れた影響はきわめて大きく、このとき四〇人以上の職員が転職した⁽²⁵⁾。

一九二九年にマッキンタイヤーが退職したあと、二人の人物が局長を務め、一九三五年一一月のフィリピン・コモンウェルス発足を迎えた。このときすでに島嶼地域担当局は一九三四年五月のアメリカ大統領命令で、陸軍省から内務省へとその管轄省が変更されていた。同年の大統領命令では、内務省内に新たに「属領・島嶼領土担当部」(Division of Territories and Island Possessions) が設置され、プエルトリコの管轄は同部に移譲されたのである。こうした動きは、フィリピンの管轄を陸軍省から文民関係省へ、軍人の手から文官の手へと移行させる手始めの措

置であつた。コモンウェルスの発足と同時にアメリカ高等弁務官の職が新たに設けられ、旧来の島嶼地域担当局の役割は、高等弁務官が担うことになつた。かくして一九三九年四月に島嶼地域担当局は属領・島嶼領土担当部に統合され、正式にその幕を閉じたのである。⁽²⁶⁾

2. ハリソン政権による行政機関のフィリピン化

一九一六年にジョーンズ法が制定されたとき、フィリピンでは総督フランシス・バーテン・ハリソン（Francis Burton Harrison）政権下にあつた。ハリソンは一九一三年九月から一九二二年三月までフィリピン総督を務めた人物である。一九〇一～一三年のタフト時代に、アメリカ本国ではセオドア・ローズベルトとウイリアム・タフトという二人の共和党出身大統領の政権が続いたのに対し、一九一三～二一年のハリソン時代は民主党のウッドロー・ウィルソン（Woodrow Wilson）が大統領であつたため、この二つの時期におけるフィリピン統治のあり方の相違を強調する研究も多い。しかし、筆者は、この二つの時期の相違に注目するよりも、むしろこの二つの時期の継続性に着目したい。その理由は、民主党政権下のハリソン時代には、その前政権であるフォーブス総督期にはみられなかつたようなかたちで、政治・行政制度のフィリピン化（自治）が促進されたが、こうした政策は、それまでの共和党政権下のフィリピン統治政策を根底から覆すものではなかつたからである。⁽²⁷⁾

まず、ジョーンズ法制定に伴う中央省庁再編について検討しよう。一九一六年八月のジョーンズ法制定によつて、フィリピン人は上下両院からなる二院制立法議会を組織する権利が保証され、立法議会で成立した法案は、限られた場合についてはアメリカ大統領の承認を得る必要があつたが、フィリピン総督が拒否権を発動しない限り法律と

して制定された。したがって、同法の規定は、将来の自治に向けてフィリピン人による立法権の獲得を意味するものであった。⁽²⁸⁾

ところが、行政権の移譲にかかる規定については、曖昧な問題を残していた。すなわち、ジョーンズ法の第二二二項では、フィリピン立法議会が行政各省の改廃を行なうことができ、また総督が各省長官を任命もしくは解任する場合についても、一定の発言権をもつとされている。しかし、同時に、同項では、すべての行政区の機能は直接、総督の監督統制下に置かれるとも規定されており、これに従うと、各省長官は総督のたんなる代理人にすぎなくなり、行政権のフィリピン化は進まないことになる。しかし、実際には、教育長官以外はすべてフィリピン人が行政区の長官となり、またその任命に際しては立法議会（のちに上院と限定される）に諮問することになっていたので、総督以下各省長官で構成される内閣が議会に対して一定の責任を負う体制の確立が意図されていたとみるときよう。

ジョーンズ法制定後の中央省庁再編は、一九一六年一一月のフィリピン立法議会における再組織法（Reorganization Act）の成立によって具体化した。同法によつて、それまで四省であつた行政区は六省となり、教育、財務、司法、農業・天然資源、内務、通商・通信から構成され、同六省の統括機関として、従来どおり総督府が置かれた。⁽²⁹⁾ なお、総督と副総督はアメリカ大統領によつて任命されたが、副総督は教育長官を兼ねた。また、総督府に設置された会計検査局がフィリピン政府の財政管理にあたつたが、同局長の会計検査官は引き続きアメリカ人が務め、アメリカ大統領の任命職であった。⁽³⁰⁾

つぎに、中央・地方行政機関の公務員構成にみるアメリカ人比率の低下の意味について考えたい。ハリソン政権

下のフィリピン化の促進は、行政省庁におけるアメリカ人公務員の比率を激減させることになった。公務員のアメリカ人とフィリピン人の比率をみると、一九〇三年の公務員総数は五四七四人であり、そのうちアメリカ人は二七七七人（五一%）、フィリピン人が二六九七人（四九%）であった。一九一三年になると公務員総数は八九八六人に増加し、アメリカ人二六二三人（二九%）、フィリピン人六三六三人（七一%）とであった。さらに一九二二年には同公務員総数が一万三八五四人に達したが、そのうちアメリカ人はわずか六一四人（四%）で、フィリピン人が一万三四四〇人（九六%）を占めたのである。⁽³²⁾

しかし、同時に注目すべきことは、アメリカ人の公務員数が激減するなかで、依然として彼らの多くが行政上の要ポストに就いていたことである。表1は、一九二三、一九両年七月の職種別公務員数をアメリカ人、フィリピン人別に示したものである。一九一九年のアメリカ人の数はわずか七六〇人で一九一三年の三割弱にすぎないが、一般職を除いた上級職

表1 フィリピン政府の職種別公務員数 (1913, 1919年7月)

	1913年		1919年	
	アメリカ人	フィリピン人	アメリカ人	フィリピン人
総督・副総督・各省長官・副長官	3	1	2	11
局長	21	3	12	16
副局長	29	6	8	14
その他政府高官	33	48	10	100
立法議會議員	4	85	0	114
州知事・州軍事長官	19	38	4	46
最高裁判事	4	3	5	4
第一審裁判所判事	15	14	7	28
町政府役人(治安判事を含む)	19	661	10	747
小計	147	859	58	1,080
その他下級役人・一般公務員	2,489	5,513	703	10,973
一つ以上の職を兼務した公務員の差引き人數	13	9	1	6
合計	2,623	6,363	760 ⁽¹⁾	12,047

(出所) W. Cameron Forbes, *The Philippine Islands*, Boston and New York:

Houghton Mifflin Co. 1928, vo. 2, p. 230.

(注) (1) このうち356人が教育職。

の数を比較すると、一九一九年が五八人で一九一三年の四割を占めている。とりわけ局長や副局長の地位では、一九一九年でもフィリピン人の合計三〇人に対してもアメリカ人の数は合計二〇人に及んでいた。このことは、アメリカ人公務員が絶対数で激減しながらも、行政上遂行上、重要な業務に従事していたことを示唆するものであろう。

さらに、もうひとつ指摘すべき点は、一九一六年二月に公務員退職法（Civil Retirement Act）が成立し、六年以上公務員として勤務した者が一定期間の間に退職した場合、退職金を支払うことが規定されたことである。退職者のポストは総督によつて補充されないかぎり廃止され、人員が新たに補充されても給与は前任者の三分の二に減額されることになつた。⁽³³⁾ そして一九一六年一二月にはフィリピン人公務員の給与を基礎として、公務員の給与体系を規定するための法律第二六六八号が成立した。こうした措置は、中央省庁の再編によつて四省体制から六省体制へと変化し、膨らんだ政府歳出の削減をはかるためのものであつた。⁽³⁴⁾ このように給与体系が変化するなかで、多くの有能なアメリカ人行政官が退職していった。ハリソン時代の行政機構のフィリピン化は、アメリカ人行政官の数を激減させただけでなく、引き続きフィリピン行政に携わるアメリカ人行政官の質の低下をも招いたのである。

3. 二院制議会の発足と国家評議会および統制委員会の設立

前節で述べたように、一九〇七年にフィリピン議会が発足した。同年一〇月一六日の議会召集日にはアメリカ陸軍長官タフトが出席して開会の辞を述べ、新議員たちの宣誓のあと、セルヒオ・オスメニヤが同議會議長に選出され、第五七回アメリカ連邦議会の規定が採択された。こうしてフィリピンで最初の議会が誕生したのである。同議会は前述のように、フィリピン立法議会の下院にあたり、現実には、フィリピン議会議員よりも、上院にあたる

フィリピン統治委員会フィリピン人委員の地位の方が高かつた。しかし、フィリピン議会議員は総選挙で選出され
たフィリピン人代表であることから、総督もしだいに同議会の有力議員の意見を聞くことが職務遂行上重要である
とみなすようになつていく。こうしてフィリピン議会議長の権力が増大し、タフト陸軍長官をして、フィリピン議
会議長オスメーニャがフィリピン政府において総督に次ぐ権力をもつ人物と言わしめるようになったのである。
一九一三年九月にハリソンが総督に就任したあと、民主党出身のウイルソン大統領は、フィリピン統治委員会でフィ
リピン人五人を委員に任命し、はじめてフィリピン人が同委員会で過半数を占めたが、これは、立法権のフィリピ
ン人への移譲の一過程とみることができよう。⁽³⁵⁾

かくして一九一六年一〇月に発足した二院制立法議会は、上院議員二十四人、下院議員九一人で構成された。上院
議員二十四人のうち二三人は選挙で選出され、残り二人は総督が任命した。選挙で選出される上院議員の任期は六年
で三年ごとに半数が改選された。下院議員は九一人のうち九人が総督の任命とされた。各州から少なくとも一人の
代表が選出された。一九二三年の総選挙では、さらに五州から代表が選出されることになった。⁽³⁶⁾新たに設立された
上院議長には、一九〇九年以來駐米代表委員を務めていたケソンが就任し、⁽³⁷⁾下院議長は引き続きオスメーニャが
務めた。この結果、フィリピン議会政治の舞台は上下両院へと移行し、オスメーニャとケソンが対立・拮抗する関
係のなかで形づくられていくことになる。しかし、二院制議会発足後しばらくの間、議会政治の舞台で圧倒的の権力
を保持したのは、ナショナリスト党首として、またフィリピン議会議長として、一九〇七年以來フィリピン政界を
掌握してきたオスメーニャであった。そしてハリソン政権期にフィリピン人がより一層大きな政治・行政権力を獲得
する流れをつくっていく。

前述のように、ジョーンズ法制定によって、フィリピン人は、二院制議会の上下両院議長の職と教育省を除く五つの行政区の長官職を占めるようになり、上院、下院、行政各省の三機関がいまやフィリピン人の自治を保証する代表機関となつた。しかし、ジョーンズ法は、行政区に對して総督が監督責任をもちつつも、同時に立法議会に對して行政区の改廃を行なう権利を与え、さらに総督による各省長官の任命・解任に對しても一定の発言権を立法議会にもつことを認めていた。この意味で、総督、上下両院議長、行政区長官の関係については曖昧な問題を残していた。とりわけ、オスメニーヤを党首とするナショナリスト党は、立法議会を掌握しているにもかかわらず、現行のままでは、行政区に對して直接的な影響力を及ぼすことができず、一九一六年以前と同様に、オスメニーヤがフイリピン政府において総督に次ぐ第一の権力者の地位を引き続き維持するためには、総督府、上下両院、行政各省の代表によつて構成される政府の上部組織が必要とされたのである。⁽²⁸⁾

こうしたフイリピン政界の強い動きに押されて、ハリソン総督は一九一八年一〇月の行政命令第三七号によつて、総督の諮問機関として国家評議会(Council of State)の設立を決定した。さらに同年一一月の行政命令第四七号が発布され、上院議長、下院議長、各省長官が同評議会委員として任命された。⁽²⁹⁾ 国家評議会では、総督が委員長を務め、ケソンの推薦でオスメニーヤが副委員長に就任した。二院制議会発足後、上院議長となつたケソンは、上院がもつ政治権力の大きさをしだいに認識するようになつたが、一九一六年一二月のナショナリスト党の上下両院議員合同総会でオスメニーヤが從来通り政治的指導権を維持した。一九一八年に国家評議会副委員長に就任したことで、オスメニーヤのフイリピン政府におけるナンバー2の地位が公的に認められたのである。⁽³⁰⁾

国家評議会は総督の諮問機関として発足したが、現實には、その広範な法的権限の行使によつて、諮問機関の性

格をはるかに超える権力機構として機能した。同評議会の設立によつて、それまで毎週定期的に開催されていた閣僚会議が必要なくなり、同評議会が閣僚会議に代わつて、行政機関の政策を立案したからである。とりわけ、同評議会は、財務省が作成した予算案を審議し、総督が立法議会に提出するにあたりそれを承認する権限をもつていた。なお、国家評議会は総督の行政命令で設立されたものであり、したがつて総督の行政命令によつて廃止することができた。⁽⁴⁾ こうして一九一八～二三年に立法議会は六〇以上もの法案を可決し、フィリピン人の指導者たちは、元來ジヨーンズ法が意図しなかつた強大な政治・行政権力を獲得したのである。ハリソン総督はこうしたフィリピン議会政治の流れを容認し、総督として拒否権を発動したのは五回ほどにすぎなかつたという。⁽⁵⁾

さらに総督としてのハリソンの権限は、行政機能の面からも侵害されていく。一九一六年以降、フィリピン政府は、フィリピン国立銀行 (Philippine National Bank) の設立をはじめとして、いくつかの国営企業を設立し、さらにマニラ鉄道会社を買収した。こうした動きのなかで政界関係者、とりわけオスメニーヤとケソンの政府系企業経営に対する発言権が増していく、彼らが政府代表として、政府系企業・銀行の株式に付帯する議決権行使するための機関を設立するよう立法議会に働きかけた。一九一八年から二三年にかけて、立法議会では、フィリピン国立銀行やマニラ鉄道会社に関する法律が改正された。そして総督、上院議長、下院議長の三人で構成される統制委員会 (Board of Control) が設立され、政府系企業・銀行の経営に対する彼らの発言権を保証することになった。この統制委員会においても、上述の国家評議会と同様に、上下両院議長であるケソンとオスメニーヤの意見が一致すれば、総督の反対を押し切つて、彼らの主張を通すことができた。⁽⁶⁾ フィリピン政界に君臨するオスメニーヤとケソンは、政府系企業・銀行経営においても大きな権力を行使する法的根拠を獲得していくのである。

したがつて、ハリソン時代には、政治・行政制度の急速なフィリピン化のなかで、フィリピン人が獲得した政治権力によって行政機構が支配される一方、政治・行政権力による経済制度への過度の介入が行なわれ、総督がそうした事態に対して適切な対処措置を講じることができないという状況に陥つたとみることができよう。同時に、このような事態は、総督をはじめ、フィリピン政府におけるアメリカ人行政官吏たちや本国の政府高官が、当然行なうべき「フィリピン自治に対する監督保護」をさまざまの事情から怠つたために発生した事態という見方も成り立つであろう。そうであるからこそ、一九二二年一〇年に総督に就任したレナード・ウッド (Leonard Wood) は、「一九二二七年八月までの在任期間中、ほぼ全力でフィリピン立法議会と闘い、「アメリカの監督保護下でフィリピン自治を促進する」という、領有当初のフィリピン統治基本方針の堅持と実際の統治政策におけるその実現に躍起になつたのではないか」といふ。

4. ケソンを中心としたフィリピン議会政治の旋回

一九二一年三月にハリソンが総督を辞任したあと、総督職はしばらく空位のままとされ、副総督が代理を務めた。この間に、同年初頭よりアメリカ大統領の座についた共和党出身のハーディングは、「独立に向けたフィリピン人の行政統治能力」を吟味することを建前として、ウッド・フォーブス使節団 (Wood-Forbes Mission) を派遣し、民主党出身ウイルソン大統領時代のフィリピン統治政策の転換と建て直しをはかるとした。すでに別稿で議論したように、ウッド・フォーブス使節団に課せられた課題は、フィリピン人自身の行政統治能力の調査というよりは、むしろハリソン総督期の政治行政機構における急速なフィリピン化を修正し、第一次世界大戦後に深刻な金融危機

に直面したフィリピン政府の財政状況を改善するための方策を見出すことについた。⁽⁴⁴⁾ ウツドは、ウツド・フォーブス使節団の報告書を大統領に提出した直後に総督に就任した。彼は就任直後から、ハリソン総督時代に弱体化した総督の権限を取り戻すために、フィリピン立法議会との対決姿勢を強めていった。こうしたアメリカのフィリピン統治姿勢の変化をいち早く嗅ぎ取り、その流れをフィリピン議会政治に取り込んでいったのが、ケソンであった。

前述のように、一九〇七年の議会政治の発足からその中心に位置していたのはオスメニーヤであり、ケソンは政治家としてナンバー2の地位にあり、つねにオスメニーヤと歩調を合わせていた。といふが一九一一年～二年になると、この「一人の政治家の関係が極度に悪化し、ケソンはコレクティビスタ派 (Colectivistas) として、オスメニーヤはウニペルソナリスト派 (Unipersonalistas) として鋭く対立するようになった。⁽⁴⁵⁾ 一九一二年一月には、ケソン率いるコレクティビスタ派は、ナショナリスト・コレクティビスタ党 (Partido Nacionalista Colectivista) を創設した。ケソンらは、ハリソン総督期にオスメニーヤの一人指導体制のもとに運営された政府は、「非効率で腐敗が蔓延した独裁政権」であるとし、その刷新を強く訴えた。この結果、一九一二年の総選挙では、ケソン率いるナショナリスト・コレクティビスタ党が勝利し、上院議長にはケソンが、下院議長には野党デモクラータ党 (Partido Democrata) のクラロ・M・レクト (Claro M. Recto) が就任し、オスメニーヤは上院議長代理の地位に甘んじねりになった。かくして、ケソンはオスメニーヤに代わってフィリピン政界ナンバー1の地位を獲得した。そして、一九二四年に二つのナショナリスト党が合同ナショナリスト党 (Partido Nacionalista Consolidado) として合併したとき、党首にはケソンが、副党首にはオスメニーヤが就任したのである。⁽⁴⁶⁾

ウツド総督とケソンを中心とするフィリピン政界との確執は壮烈をきわめた。ウツド総督は就任してから五年の

間に、立法議会が可決した四一一法案のうち一二四案に対して拒否権を発動した。ウッドの拒否権発動の理由は、法案が非合法であつたり、不完全なためである。また、多くの予算を必要とするため政府の財政状況から不適当であるとみなして拒否権が発動されたこともあつた。これに対して、ケソンはウッド総督の立法議会に対する対決姿勢に対して果敢に挑み、あえてウッドが拒否権を発動するような法案を立法議会で可決し、フィリピン人の反ウッド感情を煽つた。一九一四年には総督が拒否権を不当に乱発しているとする覚書がアメリカ大統領クーリッジに送られたが、同大統領はあくまでウッド総督の方針を支持し、拒否権の発動を制限する必要はないとの判断を下したのである。⁽⁴⁵⁾

このようにウッドは立法議会と対決しながらも、ハリソン総督期に進行したフィリピン人の政治権力によって行政機構が支配され、また政治・行政権力による経済制度への過度の介入という事態を是正する努力を続けた。この結果、総督、上院議長、下院議長の三人で構成され、政府系企業・銀行の經營に對して強力な発言権を維持していく統制委員会は、一九二七年のフィリピン最高裁判決と翌年のアメリカ連邦最高裁での判決を受けて廃止された。⁽⁴⁶⁾

しかし、統制委員会とならんでハリソン総督期に創設された国家評議会に關わる問題が、ウッド総督期に解決されることとはなかつた。というより、ウッド総督期に國家評議会および内閣と総督との関係は、より悪化した。そのきっかけは、マニラ警察署刑事アメリカ人レイ・コンレイ (Ray Conley) の処遇をめぐつて、内務長官ホセ・P・ラウエル (Jose P. Laurel) とウッド総督の見解が分かれたことによつた。そもそもこの事件は、一九二一年末にコンレイがフィリピン人政治家のたまり場となつていた賭博場への手入れを行なつたといひ、彼はその恨みをかつて、その女性問題が表面化した。そこで一九二二年三月に内務長官ホセ・P・ラウエル (Jose P. Laurel) がウッ

ド総督に対しコンレイの罷免を要求したが、ウッドはそれに応じなかつたため、同年七月にラウエルが内務長官を辞任し、さらにフィリピン人全閣僚のみならず、ケソンとオスマーニヤが国家評議会委員を辞任するという事態にまで発展したといふものである。この問題をめぐる最も重要な焦点は、総督が各省庁を管轄する問題に対する直接統括権を行使できるのか否かにあつた。立法議会はワシントンに使節を送り、ウッド総督の更迭を要求し、以来、約五年もの間、内務省を除く全行政区で、長官不在のまま、次官が行政区を統括するという非常事態が続いたのである。⁽⁴²⁾

こうした事態が打開に向けて動き出したのは、一九二七年八月にウッドが死去した直後に総督に任命された、ヘンリー・L・スティムソン (Henry L. Stimson) がマニラに到着した一九二八年三月からのことであつた。スティムソンのもとでは、総督府と立法議会との関係改善のために以下の事項が新たに設けられた。第一に、総督が適切なアドバイザーを得るための資金創設の法律を制定すること、第二には、与党ナショナリスト党幹部との協議のうちに閣僚を決定すること、第三に、上下両院の運営手続きの変更について閣僚の議会での発言権が保証されること、そして第四には、国家評議会の改革である。国家評議会には従来の顔ぶれに加えて、上下両院の院内総務が新たな委員として加えられた。ただし、同評議会の権限は大幅に縮小され、総督と立法議会指導者たちが友好的な関係を維持するためのたんなる諮問機関にすぎなくなつた。⁽⁴³⁾

なお、スティムソンは総督在任期間わずか一年で帰国し、本国の国務長官に就任した。その後、ドワイト・F・デーヴィス (Dwight F. Davis' 一九二九～三一)、セオドア・ローズベルト・ジニア (Theodore Roosevelt Jr.' 一九三三～三五)、そしてフランク・マーフィ (Frank Murphy' 一九三三～三五) が次々に総督に就任し、ス

ティムソン総督期の政策をほぼ踏襲していくのである。

第3節 フィリピン・コモンウェルスの時代——一九三五年—

一九三五年は、アメリカ植民地統治のもとでフィリピンの国家機構が大きく変化した年であった。同年二月には独立準備政府であるフィリピン・コモンウェルスのための憲法草案が成立し、さうに五月には憲法批准のための国民投票が実施された。そして九月には国民議会 (National Assembly) 議員と正副大統領選出の選挙が実施され、ケソンが大統領に、そしてオスメーニヤが副大統領に選出された。こうして一月にフィリピン・コモンウェルスが発足したのである。コモンウェルスの発足と同時に総督職は廃止され、前述のようにアメリカ高等弁務官の職が新たに設けられた。以後、高等弁務官がコモンウェルス政府とアメリカ本国政府とのパイプ役を果たすことになった。以下では、コモンウェルスの発足にいたるまでの経緯と発足後の議会制度と行政機構について概略することにしたい。

1. タイディングス・マクダフイ法の制定

一九三五年的フィリピン・コモンウェルス発足は、一九三四年三月にタイディングス・マクダフイ法 (Tydings-McDuffie Act)、別称、フィリピン独立法がアメリカ連邦議会で可決され、同年五月にフィリピン立法議会でそれ

が承認されたことにもとづくものである。⁽³⁾ フィリピン独立に向けての動きは、一九二九年の金融恐慌に端を発した世界的大不況下のアメリカ本国で一举に高まりをみせ、同法の可決にいたつたものであるが、フィリピン立法議会からのアメリカ本国に対する独立要求は第一次世界大戦直後に開始された。

一九一七年四月の対独宣戦布告によつてアメリカが第一次世界大戦に参戦すると、フィリピン立法議会も同大戦に参戦しアメリカと歩調を合わせた。そして大戦終了後の一九一八年二月に独立委員会を創設し、翌年二月に上院議長ケソン率いる第一回独立使節団がアメリカに派遣された。以後、毎年のようくに使節団が派遣されたが、一九一〇年代には使節団の派遣がフィリピン独立に向けた動きに直接つながることはなかつた。ワシントンにおいてアメリカ政治・行政の中心的指導者たちをまえにして、使節団はフィリピン問題がアメリカにとつてたんに周辺的意味しかもち得ないことを知つたのである。⁽⁴⁾

しかし一九三〇年代の大不況は状況を一変させた。大不況のもとでアメリカの農業団体や労働団体がフィリピンからの砂糖、マニラ麻、ココナツ製品などの農産物の免税輸入を制限もしくは阻止し、フィリピン人労働者の流入に制限を加えるために、フィリピン独立を連邦議会に要求したからである。⁽⁵⁾ こうしたなかで、一九三一年末に独立使節団が新たに組織された。同使節団は上院議長代理のオスメーニヤと下院議長マヌエル・ロハス (Manuel Roxas) が率いたもので、オスロックス使節団 (Os-Rox Mission) と呼ばれた。同使節団はこれまでの使節団と異なり、アメリカでフィリピンの独立に対する関心が高まるなかで派遣されたものである。⁽⁶⁾

合同ナショナリスト党首ケソンは、アメリカ連邦議会がフィリピンの対米砂糖輸出割当量とフィリピン人移民数を大幅に削減する動きを示していたことを知ると、アメリカ滞在中のオスロックス使節団に対して、一九三二年末

に指示を送り、フィリピンにとって有利な経済条項が得られないならば、即時独立を要求すべきである、もしそれがかなわぬのなら、フランクリン・D・ローズベルト (Franklin D. Roosevelt) のむこと民主党政権が誕生する一九三三年一月まで、事態を静観すべきであると主張した。ところが、アメリカで民主党政権が誕生する直前の一九三三年一月に、アメリカ連邦議会で、一〇年間の独立準備期間をおいてフィリピンの独立を認めるヘア・ホーズ・カッティング法 (Hare-Hawes-Cutting Act)⁽⁴⁵⁾ が成立し、ケソンの意に反して、オスロックス使節団は独立法案を得てフィリピンに帰国⁽⁴⁶⁾しなくなった。

かくして、フィリピンではこの独立法案の是非をめぐって、与党の合同ナショナリスト党を賛成派（プロス、Pros）と反対派（アンティス、Antis）に一分する大論争となり、結局、立法議会でこの法案が否決されるという事態になった。その背景には、ケソンとオスメニーニャの議会政治における主導権をめぐる確執があつた。すなわちケソンは、ヘア・ホーズ・カッティング法をフィリピン立法議会が承認した場合、アメリカから独立法を勝ち取った功績によってオスメニーニャがコモンウェルス政府の大統領への近道を得ることになる。すでに与党党首としてフィリピン政界トップの座にあるケソンにとって、それは容認しがたいことであつた。こうして、反対派を代表したケソンは、一九三三年一二月に新たな独立法を求めてアメリカに赴き、一九三四年三月にタイディングス・マクダフィイ法 (Tydings-McDuffie Act)⁽⁴⁷⁾ を獲得した。そして同年五月にフィリピン立法議会は満場一致で同法を可決したのである。

そもそもタイディングス・マクダフィ法は、ヘア・ホーズ・カッティング法の米軍基地条項に修正を加えたものにすぎなかつた。この独立法によつて、フィリピンは独立にいたるまでのさまざまな段階と条件が規定された。ま

ず最初の段階は、一九三四年一〇月までに憲法制定議会を開催し、起草した憲法をアメリカ大統領に提出しその承認を得ることであった。つぎに憲法批准のための国民投票を実施し、さらに正副大統領と国民議会議員を選出する総選挙を実施し、コモンウェルス政府が発足する。そして、コモンウェルス発足後、一〇年間の移行期を経てアメリカはフィリピンに独立を付与することが規定された。かくして一九三五年一一月に、既存のフィリピン政府のコモンウェルス政府への移行を宣言するアメリカ大統領ローズベルトの署名を得て、ケソンを大統領に、オスメニヤを副大統領とするコモンウェルス政府が発足した。コモンウェルスの発足は、独立法が規定した独立にいたる最終段階であり、フィリピンはこの段階を完了したことによつて、一九四六年七月四日に独立することを約束されたのである。⁽⁵⁵⁾

2. 憲法と政治・行政機構

コモンウェルス政府発足後も、フィリピンでは、タイディングス・マクダフイ法のもとで、通貨制度・貿易・移民に関する法律の制定についてはアメリカ大統領の承認を必要とした。また、外交問題に関してはアメリカの直接監督下に置かれた。したがつてフィリピンは依然としてアメリカの植民地統治下にあつたが、コモンウェルスの発足によつて、独立に向けて大幅な自治が与えられたことはまぎれもない事実といえよう。しかし、このことは、「アメリカの監督保護下でフィリピン自治を促進する」という、領有当初のアメリカのフィリピン統治に対する基本方針が貫かれたことの証でもあり、アメリカ植民地統治のもとでフィリピン社会が曲折を経ながらも対米指向的な社会へと大きく変容したことを意味するものとみることができる。

ここで一九三五年一月に憲法起草議会で採択された憲法の内容を吟味しながら、コモンウェルス期の政治・行政機構の特徴を概観しよう。まず憲法第一章「国家原則宣言(Declaration of Principles)」では、フィリピンが「共和国(republican state)」であることが明記されている。そして第五章「選挙権」では、フィリピンで市民権をもつ二十一歳以上の読み書きする能力のある男性が選挙権をもつとされた。そして、憲法制定後一年以内に国民投票で三〇万人程度の有資格女性が賛成した場合に、国民議会が女性に参政権を与えることが規定された。第六章「立法機関」では、立法権力が一院制国民議会に付託されることを謳っている。国民議會議員の任期は三年で、定数は一二〇人を限度とする。議員定数の割当は三年以内に行なわれるが、それまでの定数は九八人である。第七章「行政機関」では、行政権力はフィリピン大統領に付託され、大統領と副大統領の任期は六年とされている。第八章「司法機関」では、司法権力が最高裁判所ならびに下位の裁判所に付託されことが規定され、さらに第一〇章では、政府の歳入・歳出の監査機関である「一般会計検査院(General Auditing Office)」の規定が示されている。つまり、本憲法では、基本的にはアメリカの大統領制を手本としながら、司法・立法・行政機構を確立することを目標としていたことがわかる。⁽⁵⁸⁾

このような憲法のもとで、コモンウェルス期にはどのような行政運営と議会政治が行なわれたのであらうか。まず行政組織からみると、各省長官、副大統領、大統領秘書官からなる内閣が大統領に対する助言機関としてその中心に位置する。さらに、正副大統領、各省長官、大統領秘書官、国民議会(与党院内総務などから構成される国家評議会)が大統領に対する諮詢機関として引き続き設置された。⁽⁵⁹⁾ そして、実際の行政業務に関わる各省に対しては、大統領が大統領府スタッフに支えられつつ、憲法で規定された権力を行使できるしくみがかたちづくられた。こ

うして、内務、財務、司法、農業・通商、公共事業・通信、教育、労働、国防、保健・福祉の九省が組織されたのである。⁽⁶⁾

他方、国民議会についてみると、憲法制定後大きな変化があった。憲法では、国民議会は一院制とされていたが、国民議会発足後五年を経ずして同議会は、コモンウェルス発足以前の上下両院からなる二院制議会に戻るという修正案を可決し、一九四〇年一二月にアメリカ大統領ローズベルトの承認を得た。また、憲法の規定にしたがつて、女性参政権付与に関する国民投票が一九三七年四月に実施され、投票した有資格女性四九万人余のうち四五万人弱が女性参政権付与に賛成し、この結果、フィリピンで女性参政権が正式に認められた。⁽⁶⁾

このようにコモンウェルス期の政治・行政機構は、大統領に強力な行政的権限を集中させながら、議会では政党政治の展開を保証するものであった。しかしながら、本国アメリカと異なり、二大政党制は育たず、ケソンを軸とするナショナリスト党が与党として君臨することになるのである。

コモンウェルス発足直前の一九三三年に、前述のように、ケソンとオスメニヤがヘア・ホーズ・カツティング法をめぐって対立したことにより、反対派（アンティス）と賛成派（プロス）に分裂した合同ナショナリスト党は、同じく反対派と賛成派とに分裂した野党デモクラータ党とそれぞれ融合して二つの新党となつた。こうして一九三四年八月にケソンを党首とするナショナリスト・デモクラータ党（Partido Nacionalista-Democrata）が誕生し、続いて一九三五年二月にはオスメニヤを党首とするナショナリスト・デモクラータ・プロインディベンディングス・マクダフィー法がフィリピン立法議会で成立したあとは、合同ナショナリスト党を一分した争点がもはやな

くなり、ケソン＝オスメニヤ間の関係修復は時間の問題となつた。このため一九三四年後半からこの二人の指導的政治家の関係修復への努力がはかられ、ようやく一九三五年六月になつてから、上記二つの政党の年次総会で両党がいくつつかの課題をめぐつて共同歩調をとることになり、一九三七年九月に一党的合同全国総会が開催された。かくして大統領ケソンを党首とするナショナリスト党 (Partido Nacionalista) が結成され、コモンウェルス期の一党指導体制が確立したのである。⁽²⁾

なお、コモンウェルス政府は、一九四一年一二月に日本軍がフィリピンを侵略したため、翌年五月以降はワシントンで亡命政府となつたが、一九四五年二月にマニラに復帰し、一九四六年七月にフィリピンがアメリカから独立するまで機能したことを最後に付け加えておく。

むすび

本稿の目的は、二〇世紀前半アメリカ植民地期フィリピンにおける政治・行政制度を概観しながら、フィリピン議会政治の展開について考察することにあつた。

本稿における考察を踏まえて、第一に指摘すべきことは、アメリカはフィリピンを領有するにあたり、当初からその統治方針として「恩恵的同化」をその基本理念としており、この植民地統治の basic 理念は、フィリピンが一九四六年に独立するまで貫かれていたことである。「恩恵的同化」とは、「アメリカの監督保護下でフィリピン自

治を促進する」という方針にほかならず、このため、アメリカは、アメリカの意向に沿つたかたちでフィリピンにおいて自治を行なう親米派エリート層の育成を試みることになるが、その道は決して平坦ではなかつたのである。

第二に、糾余曲折をへながらも、一九〇七年のフィリピン議会発足後、ナシヨナリスト党を率いたオスメニヤとケソンがフィリピン政界で常に指導的な立場にあつたことが確認された。二院制議会が発足する一九一六年までフィリピン政界を掌握していたのはオスメニヤであった。しかし二院制議会が発足し、それまで駐米代表委員を務めていたケソンが上院議長に就任し、以後、フィリピン議会政治の舞台は、オスメニヤとケソンという二人の指導的政治家間の対立・拮抗関係のなかで形づくられた。政治・行政制度の急速なフィリピン化を押し進めたハリソン総督期においては、従来と同様にオスメニヤがフィリピン政治の中枢に位置していた。しかし、第一次世界大戦後、フィリピンが深刻な金融危機に直面し、フィリピン政府が財政状況の改善を余儀なくされた頃から、それまでオスメニヤを軸として旋回してきたフィリピン議会政治のメカニズムが大きく崩れ、政治の主導権がケソンへと移行することになる。一九二一年一〇月のウッドの総督就任を契機とする、フィリピン議会政治の新展開は、オスメニヤとケソンという二人の政治家の個人的な確執を超えて、フィリピンが新たな政治経済社会的状況に直面していたことを反映したものであつたとみることができる。

したがつて、植民地フィリピンにおいて対米指向型の政治制度が定着し始めるのは、第一次世界大戦を経て、一九二〇年代に入つてからであつたといえよう。その立役者は、いうまでもなくケソンであつた。彼は、その鋭い政治的嗅覚でアメリカの意向をいち早く察知しながら、「独立」を政治的課題として掲げてフィリピン議会政治を巧みに操り、一九三五年に独立準備政府としてフィリピン・コモンウェルスを発足させた政治家であつた。ケソ

ンは、アメリカが意図した「恩恵的同化」政策の枠組のなかで、フィリピン議会政治を旋回させるメカニズムを創り上げ、それを維持することに成功した、植民地社会の代表的政治家である。⁽³⁾ 一九一二年以降、オスメーニヤに代わってケソンがフィリピン政界を掌握したことは、世紀転換期のフィリピン独立革命の流れを引きずりながら唱えられてきたフィリピン・ナショナリズムが変質し、アメリカの保護監督のもとドナショナリズムが主張されるいく時代の幕開けを意味するものである。⁽⁴⁾

いまでもなく、フィリピンにおける親米ナショナリズムの流れは、第一次世界大戦後の独立をへて一九七〇年代にいたるまで持続し、フィリピン社会が本格的に脱アメリカ化するきっかけをつかむのは、冷戦終結後の一九九二年にすべての米軍基地がフィリピンから撤退されてからのことであった。⁽⁵⁾ この意味で、第一次世界大戦後のフィリピン政界におけるオスメーニヤからケソンへの指導権の移譲は、二〇世紀前半のアメリカ植民地期における大きな岐路となつたばかりでなく、より長期的視野に立つと、フィリピンにおける近代史と現代史との分水嶺とみなすことのできるのではないか。

注

(一) Bonifacio S. Salamanca, *The Filipino Reaction to American Rule, 1901-1913*, Quezon City: New Day Publishers, 1984 [1st ed., 1968], chap. 3.

同書は、アメリカ植民地期フィリピン政治史の展開を、アメリカのフィリピン植民地政策に対するフィリピン人の対応およびアメリカによるフィリピン人の要求の受容形態を軸に議論し、その後、一九八〇年代末にいたるまで米比両国におけるアメリカ植民地期フィリピン政治史研究の基本的潮流の原点となつた著作である。なお、フィリピン独立革命史の優れた研究として以下を参照。 Reynaldo Clemeña

- (1) Ileto, *Person and Revolution: Popular Movements in the Philippines, 1840-1910*, Quezon City: Ateneo de Manila University Press, 1979; 見瀬
『アーティストの革命』新星出版社、一九八七年; Reynaldo C. Ileto, *Filipinos and Their Revolution: Event, Discourse, and History*, Quezon City: Ateneo de Manila University Press, 1998. あくまで「アーティスト」による半定作戦がやる後のトマコア
八社の形成とアーティスト人の意識構造における影響に関する近年の歴史的な研究」 Reynaldo C. Ileto, *Knowing America's Colony: A Hundred Years from the Philippine War*, Honolulu: Center for Philippine Studies, School of Hawaiian, Asian and Pacific Studies, University of Hawaii at Manoa, Philippine Studies, Occasional Papers Series, no. 13, 1999, Lecture 2 を参照。
- (2) 「支那征伐」在郷の資料文書 "Document 506: McKinley's 'Benevolent Assimilation Proclamation' (December 21, 1898)," In *Documentary Sources of Philippine History*, compiled, edited and annotated by Gregorio F. Zaide, additional notes by Sonia M. Zaide, Metro Manila: National Book Store, 1990, vol. 9, pp. 408-411 を参照。
- (3) Cameron Forbes, *The Philippine Islands*, Boston and New York: Houghton Mifflin Co., 1928, pp. 77-78; Frank Hindman Golay, *Face of Empire: United States-Philippine Relations, 1898-1946*, Quezon City: Ateneo de Manila University, 1998, pp. 36-45.
- (4) 「日本ハカルス期」とは、「一九一五年（大正四年）七月から日本占領期（一九四一年一月～四五年八月）を指す。一九四六年七月までの時期を指す。
「ソルジャー」日本ハカルズ政府発足から日本占領期開始までの時期を指す。
- (5) Garel A. Grunder and William E. Liverey, *The Philippines and the United States*, Westport, Conn.: Greenwood Press, 1973, p. 68; Glenn Anthony May, *Social Engineering in the Philippines: The Aims, Execution, and Impact of American Colonial Policy, 1900-1913*, Quezon City: New Days Publishers, 1984, chap. 1.
- (6) Teodoro A. Agoncillo and Milagros C. Guerrero, *History of the Filipino People*, Quezon City: R.P. Garcia Publishing Co., 1973, pp. 326-327; May, *Social Engineering*, chap. 3.
- (7) Agoncillo and Guerrero, *History of the Filipino People*, pp. 328-330; 沢瀬利浦・牛田滋『東南アジア現代史』トマコア・マニラ・ハ
ガボール』三川出版社、一九七七年、九〇～九六頁。
- (8) Charles Burke Elliott, *The Philippines to the End of the Commission Government: A Study in Tropical Democracy*, New York: Greenwood Press,

- (⑨) 一九〇一年組織法の付録「Organic Act of the Philippine Islands, Public - No 235」, In *The Case for the Filipinos*, by Maximo M. Kalaw, New York: The Century Co., 1916, pp. 272-321 参照。

(⑩) 三公調査の実施とその主な結果を記したの発表は、マニラのアテネオ大学で開催された。Vicente L. Rafael, *White Love and Other Essays in Filipino History*, Manila: Ateneo de Manila University Press, 2000, chap. 1; Benito M. Vergara, Jr., *Displaying Filipinos: Photography and Colonialism in the Early 20th Century Philippines*, Quezon City: University of the Philippines Press, 1995, chap. 4; ただし、「アメニカ植民地国家」に対する「政治的意識」は、一九〇〇年（明治三四年）に「大日本」として、Grunder and Livezeey, *The Philippines and the United States*, chap. 5, Salamanca, *The Filipino Reaction to American Rule*, p. 44; Michael Cullinane, "Implementing the 'New Order': The Structure and Supervision of Local Government During the Taft Era," In *Compadre Colonialism: Philippine-American Relations: 1898-1946*, edited by Norman G. Owen, Manila: Solidaridad Publishing House, n.d. [reprint from Michigan Papers on South and Southeast Asia No. 3, 1971], pp. 9-34。

(⑪) May, *Social Engineering*, p. 24. ただし、トマス・マッカーリー議長が選出されたのは、一九〇〇年六月である。Ruby Rivera Paredes, "The Partido Federal, 1900-1907: Political Collaboration in Colonial Manila," Ph.D. dissertation, University of Michigan, 1989; Michael Cullinane, "Instrado Politics: The Response of the Filipino Educated Elite to American Colonial Rule, 1898-1907," Ph.D. dissertation, University of Michigan, 1989.

(⑫) May, *Social Engineering*, pp. 26-27.

(⑬) Ibid., pp. 27-31.

(⑭) Ibid., pp. 31-32.

(⑮) Michael Cullinane, "Quezon and Harry Bandholtz," *Bulletin of the American Historical Collection*, vol. IX, no. 1 (Jan.-Mar. 1981), pp. 79-90; ditto, "The Politics of Collaboration in Tayabas Province: The Early Political Career of Manuel Luis Quezon, 1903-1906," In *Reappraising an Empire: New Perspectives on Philippine-American History*, edited by Peter W. Stanley, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1984.

- pp.59-84; ditto, "Playing the Game: The Rise of Sergio Osmeña, 1898-1907," In *Philippine Colonial Democracy*, edited by Ruby R. Paredes, Manila: Ateneo de Manila University Press, 1989, pp.70-113; Resil B. Mojares, "The Dream Goes On and On: Three Generations of the Osmeñas, 1906-1990," *An Anarchy of Families*, edited by Alfred W. McCoy, Quezon City: Ateneo de Manila University Press, 1993, pp.311-346; ditto, *Resistance and Collaboration in Cebu, 1899-1906: The War against the Americans*, Quezon City: Ateneo de Manila University Press, 1999, chap.17.
- (二) Ruby R. Paredes, "The Origins of National Politics: Taft and the Partido Federal," In *Philippine Colonial Democracy*, edited by Paredes, p. 66.
- (三) 「日本はアーヴィングの『アーヴィングの歴史』」Ruby R. Paredes, "Introduction: The Paradox of Philippine Colonial Democracy," *Ibid.*, pp. 1-12. だが、アーヴィングの歴史は、アーヴィングの歴史ではない。ただし、アーヴィングの歴史は、アーヴィングの歴史ではない。 Julian Go, "Colonial Reception and Cultural Reproduction: Filipino Elites and United States Tutelary Rule," *Journal of Historical Sociology*, vol. 12, no.4 (Dec. 1999), pp. 337-368 を参照。
- (四) 一九〇〇年代のアメリカ本国で中央集権的な官僚体制が確立されたことから、植民地ハイコロハへの行政制度の形成に大きな影響を及ぼした。示唆は、富む指摘の通りだ。 Benedict Anderson, *The Spectre of Comparisons: Nationalism, Southeast Asia and the World*, London: Verso, 1998, p.202 を参照。 アメリカ連邦政府の特徴的構造と植民地ハイコロハの立法・行政機構との連関は、アーヴィングの歴史。 Patricio Abinales, "Progressive-Machine Conflict in Early Twentieth-Century American Politics and Colonial State-building in the Philippines," unpublished manuscript (1999). なお、タフム時代のハイコロハの監督・行政権限からみた中央と地方の關係についての論議も参考され。 Paul D. Hutchcroft, "Colonial Masters, National Politicos, and Provincial Lords: Central Authority and Local Autonomy in the American Philippines, 1900-1913," *The Journal of Asian Studies*, vol. 59, no. 2 (May 2000), pp. 277-306 を参照。
- (五) Romeo V. Cruz, *America's Colonial Desk and the Philippines, 1898-1934*, Quezon City: University of the Philippines Press, 1974.
- (六) *Ibid.*, p. 54.
- (七) *Ibid.*, pp. 52-54.
- (八) *Ibid.*, pp. 188-189; Peter W. Stanley, *A Nation in the Making: The Philippines and the United States, 1899-1921*, Cambridge, Mass.: Harvard

- (26) University Press, 1974, pp. 251-252; "Maj.-Gen. Frank McIntyre: The Record-Breaking Colonial Manager Retires," *Our Army* (Feb. 1929); Frank B. McIntyre, "The Bureau of Insular Affairs of the War Department," *The Philippines* (Mar. 15, 1929), United States National Archives, Record Group 350, Records of the Bureau of Insular Affairs (unci BIA ユニタリ), Personnel File, Box 408.
- (27) Cruz, *America's Colonial Desk and the Philippines*, p. 43.
- (28) *Ibid.*, pp. 222-223.
- (29) *Ibid.*, pp. 195, 206-207.
- (30) Golay, *Face of Empire: United States-Philippine Relations*, chap. 6.
- (31) 今、ハナダシの下に立つて “Appendix I: The Philippine Government Law of 1919,” In *The Philippines to the End of the Commission Government* by Elliott, pp. 512-523 ある。
- (32) Maximo M. Kalaw, *The Present Government of the Philippines*, Manila, 1921, pp. 15-24; George A. Malcolm and Maximo M. Kalaw, *Philippine Government: Development, Organization and Functions*, Manila: The Associated Publishers, 1923, pp. 117-127; Victoriano D. Diamondon, *The Development of Self-Government in the Philippine Islands*, Iowa, 1920, pp. 101-102.
- (33) *Ibid.*, p. 101.
- (34) Elliott, *The Philippines to the End of the Commission Government*, p. 520.
- (35) W. Cameron Forbes, *The Philippine Islands*, Boston and New York: Houghton Mifflin Co., 1928, vol. 2, p. 231; Onofre D. Corpuz, *The Bureaucracy in the Philippines*, Manila: University of the Philippines, 1957, p. 183; Napoleon Jimenez Casambre, "Francis Burton Harrison: His Administration in the Philippines, 1913-1921," Ph.D. dissertation, Stanford University, 1968, chap. 3.
- (36) Agoncillo and Guerrero, *History of the Filipino People*, p. 349.
- (37) Diamondon, *The Development of Self-Government in the Philippine Islands*, pp. 101-103.
- (38) Malcolm and Kalaw, *Philippine Government*, pp. 95-96.
- (39) Kalaw, *The Present Government of the Philippines*, pp. 50-51; Malcolm and Kalaw, *Philippine Government*, pp. 145-147.

- (33) David P. Barrows, *A Decade of American Government in the Philippines, 1903-1913*, Yonkers-on-Hudson, NY: World Book Co., p. 44; Stanley, *A Nation in the Making*, p. 168; Manuel Luis Quezon, *The Good Fight*, New York and London: D. Appleton-Century Co., 1974 [1st ed., 1946], pp. 111, 131.
- (34) Malcolm and Kalaw, *Philippine Government*, pp. 117-118, 129-133.
- (35) "Council of State, November 2, 1931," BIA 27540-12; Forbes, *The Philippine Islands*, vol. 2, pp. 263-266.
- (36) Dapen Liang, *Philippine Parties and Politics: A Historical Study of National Experience in Democracy*, San Francisco: Gladstone Co., new ed., 1970, pp. 101-107; Agoncillo and Guerrero, *History of the Filipino People*, p. 351; Stanley, *A Nation in the Making*, pp. 253-254.
- (37) Philippine Islands, Governor General, *Report of the Governor General of the Philippine Islands*, 1918, Washington: Government Printing Office, 1919, p. 6; "Extract from Report of Governor General of the Philippine Islands, 1919," BIA 27540-3-1/2, Philippine Islands, Governor General, *Report of the Governor General of the Philippine Islands*, 1919, Washington: Government Printing Office, 1920, pp. 19-20; Philippine Islands, Governor General, *Report of the Governor General of the Philippine Islands*, 1920, Washington: Government Printing Office, 1923, p. 17.
- (38) Agoncillo and Guerrero, *History of the Filipino People*, pp. 351-352.
- (39) *Ibid.*, p. 352; Stanley, *A Nation in the Making*, pp. 253-254. 〔コソノハ総督期ニシテノ政黨系企業・銀行等の上場セリトニトニテ参考。〕
- Jose P. Apostol, *The Economic Policy of the Philippine Government: Ownership and Operation of Business*, Manila: University of the Philippines, 1927.
- (40) 水野義子「トドコロハ國立銀行の危機ニシテノ政治的動向——一九一九年『東洋ノシテ——歷史ノ文庫』編(1900-1919年)」。
- 〔トドコロハ國立銀行の危機ニシテノ政治的動向。〕 Forbes, *The Philippine Islands*, vol. 2, chap. XXIII; Michael P. Onorato, *Leonard Wood and the Philippine Cabinet Crisis of 1923*, Metro Manila: J.C. Palabay Enterprises, revised ed., 1988, chap. 3.
- (41) Teodoro M. Kalaw, *Aide-de-Camp to Freedom*, trans. by Maria Kalaw Katigbak, Manila: Teodoro M. Kalaw Society, 1965, chap. XVI; Forbes, *The Philippine Islands*, vol. 2, chap. XVII; Liang, *Philippine Parties and Politics*, pp. 120-130.

- (45) Agoncillo and Guerrero, *History of the Filipino People*, pp. 368-369; Onorato, *Leonard Wood and the Philippine Cabinet Crisis of 1923*, chap. VI.
- (47) Forbes, *The Philippine Islands*, vol. 2, pp. 265-267; Liang, *Philippine Parties and Politics*, pp. 148-149; Philippine Islands, Governor General, *Report of the Governor General of the Philippine Islands, 1927*, Washington: Government Printing Office, 1928, p.10.
- (48) Onorato, *Leonard Wood and the Philippine Cabinet Crisis of 1923*, pp.59-66; Grunder and Livezey, *The Philippines and the United States*, pp. 169-183; Liang, *Philippine Parties and Politics*, pp. 130-136. ハヤニシハ総経の名ナシヒタホエニ接続括弧ノ間ホエ法室櫻繩ヒヘシレザ' Jorge Bocobo, *General Wood and the Law: A Discussion of the Legal Aspect of the Political Crisis in the Philippine Islands*, Manila: Bureau of Printing, 1923 エ総經。
- (49) Philippine Islands, Governor General, *Report of the Governor General of the Philippine Islands, 1928*, Washington: Government Printing Office, 1930, pp.6-9; Agoncillo and Guerrero, *History of the Filipino People*, pp.369-370; Grunder and Livezey, *The Philippines and the United States*, p. 186; Liang, *Philippine Parties and Politics*, pp. 159-165.
- (50) ハヤシハタバ・マクダヒヤ治のスニリウムトザ' "Appendix II: The Tydings-McDuffie Act [Public No. 127-73D Congress]," In *Philippine Independence: Motives, Problems, and Prospects* by Grayson L. Kirk, New York: Da Capo Press, 1974[1st ed., 1936], pp. 235-249 エ総經。
- (51) 執事長官五上閣ホエ本総理事次官 Bernadita Reyes Churchill, *The Philippine Independence Missions to the United States, 1919-1934*, Manila: National Historical Institute, 1983 エ総經。ハダ' ハタチ・マハバク・ハトマ一ヘザ' 16の独立使節団セ「官賈大名旅行 (junkers)」ハ位置ハセトコノ Renato Constantino, *The Philippines: A Past Revisited*, Quezon City: Tala Publishing Services, 1975, pp.326-327 (英語 翻訳) エハセトハ『トマコムハ三衆の差ニ』=「片木義典事業社」(五七五~五七六頁)。
- (52) Kirk, *Philippine Independence: Motives, Problems, and Prospects*, chap. IV.
- (53) Churchill, *The Philippine Independence Missions to the United States*, pp. 263-265.
- (54) *Ibid*, pp.272-290.
- (55) Agoncillo and Guerrero, *History of the Filipino People*, pp.390-395; Constantino, *The Philippines: A Past Revisited*, pp.337-340 (英語 翻訳) エハ出衆の歴史 口』(五九二~五九五頁)。

- (55) "Appendix II: The Tydings-McDuffie Act," In *Philippine Independence: Motives, Problems, and Prospects*, by Kirk, pp. 235-240.
- (56) 「中ハナルスの統治・植民政策」 Colay, *Face of Empire*, chap 11; 『新編「ヒマラヤ山脈と亞洲歴史——独立問題をめぐる南北関係史の研究（一九一九—一九四六年）』龍溪書舎』、一九九七年、第二章を参照。
- (57) Grunder and Livezey, *The Philippines and the United States*, p. 227.
- (58) 「ヒマラヤ山脈法の解釈」(56)を参照。 "Appendix III: Constitution of the Philippines," In *Philippine Independence: Motives, Problems, and Prospects*, by Kirk, pp. 250-274.
- (59) Joseph Ralston Hayden, *The Philippines: A Study in National Development*, New York, 1950, pp. 144-148.
- (60) *Ibid.*, pp. 199-203.
- (61) *Ibid.*, pp. 364-365; Agoncillo and Guerrero, *History of the Filipino People*, pp. 408-410; Liang, *Philippine Parties and Politics*, pp. 170-195, 214-225.
- (62) フィリピンの権威主義体制の特徴として「ヒマラヤ山脈法期を除いて」 政治家が自分をフィリピン政府のなかで位置づけ直す試みによる。 Alfred W. McCoy, "Quezon's Commonwealth: The Emergence of Philippine Authoritarianism," In *Philippine Colonial Democracy*, edited by Paredes, pp. 114-160 を参照。
- (63) いじらした筆者の見解に類似した議論による。 Golay, *Face of Empire*, pp. 169, 272-273 を参照。
- (64) 水野善子「歴史的背景」綾部恒雄・石井米雄編『むかし知らなかったフィリピン』 第2版 弘文堂、一九九五年、二六頁。 池端和浦編『東南アジア史Ⅱ 島嶼部』 山川出版社、一九九九年、四五六頁。